

※この情報は、HPの「組合員向けのお知らせ」でもご覧いただけます

三条市からのお知らせ

## 三条市内の従業員 10 人未満の事業主の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る 雇用調整助成金の申請費用を補助します。

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

#### ■対象者

三条市内の従業員数 10 人未満の事業主

※1 雇用保険適用事業主であること。2 納期の到来した市税を完納していること。

#### ■補助対象費用及び補助額

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料  
(計画届に要する費用を含む。)

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける  
場合のみが対象になります。

《 1 社当たり 1 回限り 上限 10 万円 》

#### ■補助金申請方法

ハローワーク三条への雇用調整助成金の申請後に、次のものを添付した三条市雇用安定化事業補助金交付申請書を「三条市役所経済部商工課」に提出してください。

- ①助成金の交付申請書類一式（休業等実施計画届等を含む。）の写し
- ②社会保険労務士への申請事務の委託に係る領収書の写し

※補助金交付申請書はホームページからもダウンロードできます。

お問合せ先

《申請費用の補助金に関すること》

三条市役所 経済部商工課 商工係 担当：五十嵐

TEL:0256(34)5610 FAX:0256(36)5111

《雇用調整助成金に関すること》

ハローワーク三条（三条公共職業安定所） 助成金窓口

TEL:0256(38)5431 FAX:0256(38)1732